

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(1) 全般的な対策

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 省エネ等に関する環境教育・環境学習の支援 | [第5章-1参照] |
| ② 官民連携による省エネ等の普及啓発 | [第5章-2参照] |
| ③ 廃棄物の3Rなどの推進 | [第4章-1参照] |

(1) 事業目的

本県では、2011年3月に策定した「島根県地球温暖化対策実行計画」（計画期間 2001年～2020年度）に継いで、2021年3月に「島根環境総合計画」を新たに策定し、県内の地球温暖化※1 対策を推進しています。

この計画では、温室効果ガス※2 排出量の削減目標（2030年度の排出量を2013年度と比べて21.7%以上削減）とエネルギー使用量の削減目標（2030年度の使用量を2013年度と比べて11.3%以上削減）を定めています。

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が重要ですので、効率的なエネルギーの使用など、省エネの取組を推進していきます。

(2) 取組状況

2018（平成30）年度の温室効果ガス排出量は6,746千t-CO₂で、基準年（2013年度）と比べて8.3%減少し、概ね横ばいで推移していますが、直近2年間は連續で減少しています。排出量の9割以上を占めるエネルギー起源の二酸化炭素は9.2%減少しており、部門別ではエネルギー転換部門で16.3%増加したものの、業務部門や家庭部門では20%以上減少しています。

2018（平成30）年度のエネルギー消費量は58,568 TJ※3で、基準年（2013年度）と比べて3.3%減少し、概ね横ばいで推移していますが、直近2年間は連續で減少しています。部門別では、産業部門で7.1%、運輸部門で1.7%増加しましたが、業務部門で16.8%、家庭部門で14.4%減少しています。

《用語解説》

※1 地球温暖化

地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象。人の活動に伴って発生する二酸化炭素などにより、大気中の温室効果ガス濃度が増加することが要因とされています。2020年10月に菅首相が、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）を目指すことを宣言し、具体的な施策の検討も始まっています。

※2 温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

※3. TJ (テラジュール)

熱量を表す単位の一つであるJ(ジュール)の1兆倍であり、1TJで約28万kwh(年間電気消費量の約63世帯分)に相当します。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(1) 全般的な対策

④ 関係法令に基づく、フロン類の適正処理に関する指導

(1) 事業目的

フロン類※1はオゾン層※2破壊の原因物質であるだけでなく、二酸化炭素と比べ100～10,000倍以上の温室効果があることで知られています。フロン規制については、モントリオール議定書※3及びオゾン層保護法による全廃及び生産規制等の措置のほか、冷蔵庫やカーエアコン等の機器の中に充填された形で残っているフロン類についても、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律※4（フロン回収・破壊法）※5」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済み自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）」により回収が義務づけられています。

業務用冷凍空調機器を規制対象とするフロン回収・破壊法については、平成19年10月に改正され、製品の整備時におけるフロン類回収義務・報告義務が明確化されたほか、行程管理制度の導入等により製品の廃棄時等における回収強化策が導入されました。しかし、フロン類廃棄時等の回収率は30%台と依然として低調であることに加え、高い温室効果を有する代替フロンの排出量が増加していることや、経済産業省調査で使用中の冷媒フロン類の漏えいが従前の見込みより相当大きいことが判明するなど新たな課題も生じており、更なる対策を講じる必要が出てきました。

こうした状況を踏まえ、平成25年6月に改正フロン回収・破壊法が公布され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理に関する法律※6（フロン排出抑制法）※7」と改まり、製品のノンフロン化促進や管理者による機器点検の義務化などフロン類使用製品のライフサイクル全体を対象に対策強化が図られました。

(2) 取組状況

県では、法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、適正処理が実施されるよう登録業者や解体工事関係者等への立入・指導を実施しています。

また、フロンの適正管理の必要性について県民、事業者の理解を深めるため、オゾン層保護や地球温暖化防止の観点から、オゾン層保護対策推進月間（9月）に市町村、関係団体等を通じてポスターやパンフレットを配布するなど広く普及啓発を行っています。

《用語解説》

※1 フロン

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称のこと。フロンは冷蔵庫等の冷媒やスプレーの噴射剤等に用いられ、大気中に放出されてもそのまま蓄積されるため、地球のオゾン層を破壊する原因であると

※2 オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素（O₂）がオゾン（O₃）に変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層で、地上から20～25kmに存在します。オゾンは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収します。近年、極地上空で

オゾン濃度が急激に減少している現象が観測され、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっています。

※3 モントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めた法律。1987年（昭和62年）に採択され、日本は1988年（昭和63年）に締結しました。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われています。

※4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律

オゾン層を破壊したり地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊を実施するための措置等を定めた法律。平成18年6月に改正され、機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度が導入されたほか、整備時の回収義務の明確化等が盛り込まれ、平成19年10月1日に施行されました。平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と名称が改められました。改正法については、同法参照。

※5 フロン回収・破壊法

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の略称。同法参照。

※6 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

平成25年6月に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改められました。同法は平成27年4月に施行され、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、機器使用時におけるフロン類の漏えい防止等が新たに義務化されました。

※7 フロン排出抑制法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の略称。同法参照。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(2) 産業部門・業務部門での対策

- ① 環境マネジメントシステム（EMS）の導入促進
- ② 省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
- ③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進
- ④ クールビズやウォームビズの推進

(1) 事業目的

地球温暖化防止に向けた事業者の自主的な取組を推進するため、エネルギーの効率的な利用による経費削減や、施設の特徴に応じた省エネルギー対策など、経営コストの削減にもつながる省エネの理解を促進します。

(2) 取組状況

島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事業等により、以下の取組を行いました。

① しまねストップ温暖化宣言事業者の登録★

省エネ等の目標を独自に設定した事業者を登録しました。（登録事業者数：3,770事業者）

② エコ経営相談の実施★

事業者の環境に関する相談に対する助言を行いました。（相談数：270件）

③ エコアドバイザーの派遣★

事業所設備の省エネ診断等を実施しました。（派遣数：10事業者、延べ派遣件数24件）

④ エコアクション21 認証取得の支援★

環境マネジメントシステム※1 「エコアクション21」の認証取得を促進するために、研修会等を開催しました。（補助件数：1件）

※数値はいずれも令和2年度末

(3) 参考情報

島根県地球温暖化対策協議会 事業者部会 ホームページ

<https://www.crosstalk.or.jp/stopondanka/>

★は、第5章－第2節－(1)－④の「(2)取組状況」①③④⑤、第5章－第3節－(1)－②の「(2)取組状況」②と同内容です。

《用語解説》

※1 環境マネジメントシステム

事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）

が定めたIS014001がある。エコアクション21は、IS014001規格を参考に、事業者がより取り組みやすくなるよう環境省が定めた日本独自の制度である。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(3) 家庭部門での対策

- ① 環境に配慮したライフスタイルの推進（省エネ等に資する製品の選択、サービスの利用、3Rの実践など）
- ② 省エネルギー性能の高い電化製品等の導入促進

(1) 事業目的

省エネなど家庭における地球温暖化防止に向けた取組を推進し、環境にやさしいライフスタイルを実現するため、以下の事業を通して普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

① 家庭エコ診断（うちエコ診断※1）の実施 ★1

環境省が進める「うちエコ診断」を用いて 対面型の診断を実施し、省エネ性能の高い家電の導入を推奨するなど、より具体的な家庭における温暖化防止の取組を推進しました。（県内のうちエコ診断実施機関による診断件数：63件）

② クールシェア・ウォームシェアの推進と交流の場づくり（しまエコスポット）

家庭での省エネを促すため、地域の公共施設や商業施設等を「しまエコスポット」に設定し、のぼりの作成・掲示やチラシ配布など普及啓発を行いました。（登録数：42 施設）

③ 環境にやさしい消費行動への転換促進（しまエコショップ※2）★2

省エネ・省資源や環境配慮型経営等に取り組む店舗を消費者が選択できるよう、ウェブサイトの活用やキャンペーンの実施により、登録店舗と連携した情報発信を行いました。（令和2年度登録数 601店舗）

「しまエコショップでエコしよう！」キャンペーン

期間：令和3年2月1日～2月28日

参加店舗：92店舗

(3) 参考情報

① うちエコ診断（外部サイト）

うちエコ診断公式ホームページ

<https://www.uchieco-shindan.jp/>

② うちエコ診断Web サービス

<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>

③ しまエコスポット

事業概要やスポットに関する県ホームページ（県HP）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/shima-eco-supotto.html>

④ しまエコショップWEBサイト

<https://shop.shima-eco.net/>

★1は、第5章－第2節－(1)－③の「(2)取組状況」①と同内容です。

★2は、第5章－第1節－(3)－⑥の「(2)取組状況」①、第5章－第2節－(1)－⑤の「(2)取組状況」①と同内容です。

《用語解説》

※1 うちエコ診断

家電製品や自家用車などから家庭から生じるエネルギー消費について専用ソフトを用いて計算し、地域性、ライフスタイルに合わせて二酸化炭素排出量や光熱費の削減に効果的な対策を具体的に提案する診断事業。環境省が所管。

※2 しまエコショップ

環境配慮に関する取組が一定の基準を満たしているとして、「しまエコショップ登録制度」に基づき島根県が登録した店舗。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(3) 家庭部門での対策

③ 建築物の省エネ化や省エネ設備等の導入促進

(1) 事業目的

住宅新築や既存住宅改修において省エネルギー化を促進するため、以下の事業を通して普及啓発を実施します。

(2) 取組状況

① 省エネリフォーム研修会の開催

民生家庭部門における二酸化炭素排出量を削減するため、快適性と省エネを同時実現できる断熱住宅（新築・リフォーム）の必要性について、研修会を通して県民向けに普及啓発を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 建築住宅課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(4) 運輸部門での対策

① 環境に配慮した自動車利用の促進（自転車や公共交通機関の利用、エコドライブ）

(1) 事業目的

自動車の低燃費化が進む一方、ライフスタイルの多様化により自動車を利用する機会も増えています。環境に配慮した自動車利用を促進するため、自転車や公共交通機関の利用促進、エコドライブ※1の取り組みを推進します。

(2) 取組状況

毎月1日、20日を車の利用を控える「ノーマイカーデー」とし、鉄道・バス等の公共交通機関の利用を推進します。

また、環境負担の軽減に配慮した自動車の使用を行う「エコドライブ」の推進に取り組むこととし、県や市町村、企業、団体等とともに推進します。

《用語解説》

※1 エコドライブ

やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングをやめることで燃料の節約に務め、地球温暖化に大きな影響を与えるCO₂の排出量を減らす運転。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 交通対策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(4) 運輸部門での対策

② 事業所や家庭での次世代自動車の普及促進

(1) 事業目的

電気自動車の普及啓発を図るため、一般社団法人性世代自動車振興センターの補助金を活用して、電気自動車用の急速充電器をモデル的に設置しています。

(2) 取組状況

- ① 県設置の急速充電器一覧（資料編：表1）
- ② 普通充電器（公用車用）

県本庁舎1基 浜田合同庁舎1基 隠岐合同庁舎1基

電気自動車3台

(3) 参考情報

- ① 一般社団法人性世代自動車振興センター
http://www.cev_pc.or.jp/
- ② 県内自動車保有台数及び県内クリーンエネルギー自動車台数（資料編：表2、3）

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課 地域政策課	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

1. 二酸化炭素等の排出削減

(5) 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

(1) 事業目的

地球温暖化対策は、地球全体で進めていかなければならない課題であり、島根県においても、県の事務事業を始めとした事業活動等における温室効果ガス排出削減を進め、低炭素社会の実現に貢献することが求められています。

島根県では、平成12年度に「環境にやさしい率先実行計画」を策定し、県の全機関において、環境に配慮した事務及び事業活動に取り組んでいます。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3に基づく、県の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制ための措置に関する計画（実行計画）であるとともに、県自らが、事業者・消費者として取り組む環境配慮のための計画です。

平成13年4月「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」※2が全面施行されたことを受けて、本県でも13年11月から「島根県グリーン調達推進方針」を定め、県のすべての機関で取り組んでいます。

県は、通常の経済活動の主体として地域経済に大きな位置を占めており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的調達に率先して取り組むことで、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与するとともに、地域経済における環境物品等への需要の転換を促し、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を果たします。

(2) 取組状況

① 環境にやさしい率先実行計画

令和3年3月には「島根県環境総合計画」の策定に伴い、令和3年から令和12年までに平成27年から令和元年度平均比でエネルギー使用量、CO₂排出量の10%削減を目指に掲げています。令和2年度は、前年度に比べ、8.1%減少しました。

② 島根県グリーン調達推進

令和元年度の対象品目全体でのグリーン調達率（対象品目の調達数量に占めるグリーン調達適合品の割合）は85.0%でした。

(3) 参考情報

① 県事務事業における実行計画（環境にやさしい率先実行計画）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/kankyo_sougou/kencho-co2-diet.html

② 島根県グリーン調達推進方針

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/datsutanso/green_kounyuu.html

《用語解説》

※1 グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。グリーン調達も同義。

※2 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、国等の公的部門が契約をする際に、価格だけでなく、温室効果ガス等の排出等、環境への負荷をも考慮すること等を目的とする法律。平成13年施行。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

2. 再生可能エネルギーの導入促進

- (1) 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進
- (2) 行政の率先的な取組
- (3) 県民が一体的となって取り組むための普及啓発

(1) 事業目的

県では、県民、事業者、県、市町村等が一体となって、再生可能エネルギーの導入についての理解を深め、推進することを目的に、2015(平成27)年2月に議員提案によって「島根県再生可能エネルギーの導入の促進に関する条例」が制定され、同年9月には「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定しました。

エネルギーの安定供給や温室効果ガス削減につなげるだけでなく、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげるとともに、災害に強く、地域の住民が安心して暮らすことを目指して取組を進めます。

(2) 取組状況

① 令和2年度における導入状況

基本計画における主な目標に対する再生可能エネルギーの導入の状況は、次のとおりです。

ア 発電量割合

詳細は資料編：表1のとおり

イ 発電設備の出力等

詳細は資料編：表2のとおり

② 令和2年度における主な実施事業の実績

ア 地域振興や産業振興につながる島根の地域資源を活かした導入促進と適切な維持管理の推進

- 再生可能エネルギーによる地域活性化支援事業【地域政策課】

自治会等による地域活性化や発電事業者による地域貢献に繋がる再生可能エネルギーの導入に対し、設備導入経費を助成しました。

・実績：特定非営利活動法人2件、民間事業者6件

- 再生可能エネルギー熱利用普及モデル事業【地域政策課】

太陽熱や地熱・地中熱、家庭用燃料電池エネファームの普及を図るため、モデル的に設備導入した経費を助成しました。

・実績：個人25件、自治体1件

- 再生可能エネルギー導入計画策定・事業化支援事業【地域政策課】

再生可能エネルギー導入のための市町村計画の策定経費や事業化に向けた可能性調査等の経費を助成

・実績：0件

- 太陽光発電等導入支援事業【地域政策課】

住宅用・事業所用太陽光発電等の設備導入に対し、市町村を通じて、経費を助成しました。

- ・実績：17市町
- 林業・木材産業成長産業化対策事業【林業課】
林地残材等の集荷体制の整備を行う林業事業体等に対し、作業道整備や高性能林業機械等導入にかかる経費を助成しました。
・実績：30件（作業道整備111km、高性能林業機械等導入6台）
- イ 行政の率先的な取組
 - 県における導入促進（水力・風力・太陽光発電）【企業局】
・実績：新規発電所1件（199kw、山佐）、リニューアル0件
 - 市町村等に対する技術支援【企業局】
・実績：市町村等2件（継続含む）
- ウ 県民が一体的となって取り組むための普及啓発
 - 再生可能エネルギー普及啓発事業【地域政策課】
小学校でのエネルギー教室や、一般向けの太陽光発電設備の管理に関するセミナー等を実施しました。
・実績：小学校12校
・実績：セミナー7会場
 - 再生可能エネルギー施設見学ツアーの実施など【企業局】
水力・太陽光・風力発電所の各施設の見学ツアー（一般・小学校等）
・実績：0件
 - 森づくり事業（植栽）の実施
・実績：4件

(3) 参考情報

再生可能エネルギーの 利活用情報

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/energy/energy/saisei/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 地域政策課 林業課 企業局施設課 管財課 防災危機管理課	0852-22-5899

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

① 森林施業の集約化と森林経営計画の策定・実行による着実な森林整備の推進

(1) 事業目的

小規模・分散している森林をとりまとめて、一体的且つ計画的な森林整備を行うために森林経営計画を策定し、効率的な林業生産活動につなげていくことが重要です。この集約化に必要な所有者や境界の確認や測量、立木調査や森林所有者の同意取り付けなどを行う市町村の取組を支援します。

(2) 取組状況

県では森林所有者や林業事業体に森林経営計画制度の周知を図るとともに、地域に配置した林業普及指導員による支援や県の保有する森林データの提供などを通じて計画作成を推進しています。

令和2年度末現在で、森林経営計画が策定された森林面積は約15万haとなっており、県内民有林面積の約31%をカバーしています。

また、令和2年度は、県内の9市町において、「森林整備地域活動支援交付金」を活用し、森林所有者や施業履歴など森林情報の収集や、森林境界の明確化等を行い、施業地の集約化に取り組みました。

(3) 参考情報

「森林整備地域活動支援交付金」の概要（県ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/koufukin/>

《用語解説》

※1 森林経営計画制度

森林所有者や森林経営の委託を受けた者（森林組合等）が一体的なまとまりのある森林を対象として、単独または共同で伐採・造林や路網（作業道）、保育（間伐等）などに関する5年間の計画を作成し、市町村長等の認定を受けるものです。森林経営計画を作成すると、様々な支援措置（保育作業等への補助金、税制面の優遇措置等）を受けられるため、費用負担を減らして計画的に森林の手入れを進めることができます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）森林整備課	0852-22-5179

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

(2) 水と緑の森づくり税を活用した生活環境を守る森づくり

(1) 事業目的

水源かん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

(2) 取組状況

水と緑の森づくり税を財源とした「再生の森事業」により平成17年度から令和2年度までに合計10,510haの荒廃森林を伐採し、荒廃森林の再生に取り組みました。

また、令和2年度から開始した「集落周辺里山整備事業」により、令和2年度は5集落から要望を受け、荒廃里山林を整備しました。令和3年度以降さらに取組を推進していきます。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5166

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(1) 森林整備の推進

③ 森林環境譲与税を活用し森林整備を実施する市町村への支援

(1) 事業目的

経営管理が十分でない森林を、市町村を通じて林業事業体に再委託し、適正な経営管理を行う「森林経営管理制度」が令和元年度から始まり、必要な財源は「森林環境譲与税」を活用することとされました。

市町村が早期に自立して制度を運用できるようにするために、市町村の職員育成や体制強化を図ります。

(2) 取組状況

制度を運用する市町村に林業の専門技術職員がいないことから、市町村が設置している「森林経営推進センター」に県から技術職員を派遣し、市町村業務のサポートを行っています。

令和2年度は地域協議会や個別協議等を通じ市町村への技術支援を行い、本制度に基づき、県内4地区で森林所有者から市町村へ森林の経営管理を委託、2地区で市町村から林業事業体へ伐採等の施業を再委託されました。

《用語解説》

※1 森林環境譲与税

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元年度から譲与）が創設されました。森林環境譲与税は、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課 林業課	0852-22-5179

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(2) 県民参加の森づくりの推進

- ① 森林ボランティアの育成・里山保全の活動等を行うボランティアの支援
- ② しまね森林活動サポートセンターの活用による県民の森づくり機会の創出

(1) 事業目的

企業、県民等による森林保全活動を促進し、森林の持つ多面的機能の発揮につなげます。また、しまね森林活動サポートセンターと連携し、県民が主役となり、協働して森づくりに取り組む意識を醸成します。

① しまね企業参加の森づくり制度【森林整備課】★

県と市町村、森林組合が連携して、企業と森林所有者との調整役となり、企業等の主体的な森林保全活動を支援します。

② 県民参加の森づくり事業【林業課】★

県民自らが企画・立案した自主的な森づくり活動や県産木材の利用促進活動、森林環境学習等を支援します。

③ 島根森林技術ボランティア活動サポート制度【林業課】

森林に関する支援を必要とする県民に対し、専門家（サポーター）を紹介し、森林活動などをサポートします。

(2) 取組状況

① しまね企業参加の森づくり制度（資料編：表1）★

令和2年度 活動団体：8団体

整備森林：94ha

② 県民参加の森づくり事業（資料編：表2）★

令和2年度県民参加の森づくり事業

県民参加者数：9,252人

③ 島根森林技術ボランティア活動サポート制度

令和2年度 サポーター紹介人数：34人

(3) 参考情報

しまね企業参加の森づくり制度については、平成22年度に創設した「島根CO2吸収認証制度」と連動させ森林整備活動の実績をCO2吸収量として認証します。

★は、第1章－第3節－(1)－③と同内容です。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課 森林整備課	0852-22-6003

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(2) 県民参加の森づくりの推進

③ 次世代の森づくりを担う高校生を対象とした林業講座や体験学習の実施

(1) 事業目的

就職や進学を控えた高校生の多くにとって、建設業や福祉関係と並んで林業が選択肢となるような状況をつくるため、高校生向けの林業教育を強化し、次世代の森づくりを担う多くの若者の確保を目指します。

(2) 取組状況

高校の進路指導担当者への働きかけを通じて、高校生への林業教育の実施、高性能林業機械に直接触れる体験型研修、林業事業体や農林大学校の見学など、林業を職業選択に導く教育プランを実行する高校を増やし、恒常的な林業教育の定着を進めています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5104

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

① 島根県産木材を使用した建物や製品に対する島根CO₂固定量認証制度の普及

(1) 事業目的

県産木材使用による地球温暖化防止への貢献をCO₂固定量の認証として県が認証することにより、県民の森林や地域環境への関心を高めるとともに、県産木材の消費拡大につなげます。

(2) 取組状況

令和2年度までの認証量： 11t

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 森林整備課	0852-22-6541

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

- ② 民間建築物における県産木材利用の普及支援や建築士等への木材利用セミナーの開催
- ③ 県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度の普及
- ④ 公共建築物における県産木材の利用促進
- ⑤ 需要者ニーズに応じた効率的・安定的な木材供給体制の整備

(1) 事業目的

木材は、環境負荷が少なく炭素を固定したまま、有効活用することが可能なので、建築物における県産木材利用を推進します。

また、公共建築物等における木材の利用を進めるため、平成22年12月に「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「島根県木材利用率先計画」（平成31年4月更新）を策定し、木造化・木質化の目標・対象・取組方法を定め各種製品の原材料としての木材利用の拡大といった波及効果を図ります。

(2) 取組状況

- ① 令和2年度は、県産木材を積極的に使用した木造住宅の見学会の実施や県産木材を活用した製品カタログの作成、主に建築士を対象とした木造設計マニュアルなどを作成・配布し、県産木材の普及啓発等を行いました。
- ② 令和2年度から県産木材を積極的に使用する建築士・工務店の認定制度を開始し、県産木材の安定的な供給体制を構築するため、木材製品を供給する製材工場等とグループ化した112の工務店および147の建築士を認定しました。

また、これら認定工務店等による県産木材利用の取組を支援しました。

- ・県産木材住宅助成 新築144棟 増改築12棟 計156棟
- ・県産木材非住宅助成 新築6棟

- ③ 県では、学校や駐在所などの公共施設、治山・林道等の公共土木工事などに県産木材を活用しました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課	0852-22-5168

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

3. 二酸化炭素吸収源対策

(3) 木材の利用促進

⑥ 原木生産と再造林の低コスト化及び製材力の強化

(1) 事業目的

収穫期を迎えた伐採された木材は、炭素を固定したまま、有効活用することが可能で、環境負荷の少ない資源です。

島根県の人工林は、大半が利用期を迎えており、主伐・再造林により適切な更新（若返り）が必要です。しかし、木材価格の低下等により、森林経営（植栽から伐採までの1サイクル）の収支は赤字となっており、森林所有者の意欲減衰により放置される人工林の増加が懸念されます。

植栽から伐採までの森林経営収支を改善し、「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の定着・拡大を図るため、林業の生産現場における原木生産と再造林の低コスト化を進めつつ、高値で取引される製材用原木の需要拡大に取り組みます。

(2) 取組状況

① 循環型林業に向けた原木生産促進事業【林業課】

- ・利用期を迎えた人工林の伐採と再造林を促進し、製材用原木の出荷量拡大を図るため、製材用原木の出荷割合に応じた搬送経費の一部を助成しました。
- ・令和2年度から、原木生産の低コスト化に資する高性能林業機械等の新規導入経費の一部を助成する事業を開始しました。

② 造林事業、林業種苗供給事業【森林整備課】

- ・植栽から伐採までの1サイクルの黒字化により、森林所有者が意欲的に原木生産に取り組むよう植栽から保育にかかる経費を助成しました。
- ・低コスト再造林を推進するため、一貫作業の推進と、一貫作業に適しているコンテナ苗の得苗率の向上や生産規模拡大に取り組む生産者に対して支援を行いました。

③ 製材力強化事業、製材工場の施設改良等機能強化事業【林業課】

- ・製材工場の新設・規模拡大を支援する取組みを進めるとともに、既存製材工場の製材力強化や高品質・高付加価値化を進めるため、施設改良等の支援やJAS認定取得の支援を行いました。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 林業課 森林整備課	0852-22-5168

令和3年版環境白書

第3章 地球温暖化対策の推進

4. 気候変動への適応

(1) 推進体制の整備

- ①「島根県気候変動適応センター」を中心とした連携体制の整備
- ②気候変動や適応策に関する情報やデータの収集・提供
- ③適応に向けた県民や事業者への普及啓発・相談対応

(2) 分野別の対応

- ①気候変動による農林水産業への影響把握と対応
- ②水環境や水資源に及ぼす影響把握と対応
- ③県内の生物多様性への影響把握と保全活動の推進
- ④大型台風や集中豪雨に対する減災・防災対策の推進
- ⑤気温上昇に伴う熱中症予防や感染症対策
- ⑥経済活動、県民生活に及ぼす影響把握と対応

(1) 事業目的

近年、気温の上昇（猛暑日の増加など）、大雨（記録的短時間大雨など）の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、地球温暖化に伴う気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大することが懸念されています。

島根県においても、年平均気温が上昇傾向にあり、地球温暖化に伴う気候変動は現実に起こり始めています。

このような既に起こりつつある、または起こりうる気候変動に対処するには、温室効果ガスの排出削減である「緩和策」とともに、被害を回避・軽減する「適応策」も重要となっています。

島根県気候変動適応センターでは、国立環境研究所及び同所内の「気候変動適応センター（CCC A）」をはじめ、県内外の気候変動に関する調査研究を行う機関との連携を通じて以下の業務を実施します。

- ①気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理及び提供
- ②事業者や県民等からの気候変動適応に関連する相談への対応及び情報発信
- ③気候変動影響及び適応に関する調査、研究

(2) 取組状況

令和3年4月、島根県保健環境科学研究所に、全国で27番目となる「島根県気候変動適応センター」を開設しました。

県関係部局の適応策などを集約してホームページで公表するなど情報発信を進めており、今後も関係研究機関等と連携し、県民や事業者などへの情報提供などに取り組んでいきます。

(3) 参考情報

島根県気候変動適応センターHP

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/chosa/tekiou_center/

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課(主)	0852-22-6379